

## 障害者権利条約の対日審査を踏まえて検討すべきこと

2022年10月

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 委員

野口 晃菜

障害者権利条約の対日審査を踏まえて、以下の点について議論することを提案します。

### ①障害のある子どもの学びの場の決定方法について

・最大限本人・保護者の意向を尊重した上で学びの場を決定することとなっているが、現状最終的な決定権が教育委員会にあること、そして地域によって特別支援学級や通級の設置状況が異なることから、本人や保護者が希望したとしても、希望する就学先に就学できないということが起きている。権利条約を踏まえ、決定権は本人・保護者にあるべきではないか。また、希望する学校に通級や支援級が設置されていない場合は設置を検討すべきではないか。

・特に小学校への就学時は、子どもの可変性が高く、就学前の段階で適切な場を判断することは困難な状況がある。就学前に切り取った情報のみで子どもの教育の場を判定することの限界を感じる。例えば、子どもの状況によっては、学びの場の判断を1年間かけて柔軟に実施する、なども検討する必要があるのではないか。

### ②柔軟な学びの場の変更について

「柔軟な学びの場」といって、そもそも近隣の地域に柔軟な学びの場の選択肢がないため、選択の余地がない、学びの場を変更したくても、年度ごとにしか変更ができない、教育委員会の判定を待つのに時間がかかる、「柔軟」といって、ハードルが高い、など、実態としては柔軟ではない状況がある。より柔軟に場の変更が検討できるようなシステムの構築を検討すべきではないか。

### ③特に知的障害のある子どもの通常学級での学びの在り方について

特に教育課程が他の子どもと大きく異なる可能性が高い知的障害のある子どもや、22条の3に該当する子どもについて、通常学級を希望した場合の教育課程はどうしていくべきか。現状はただ共にいる状態にならざるを得ない状況もあり、その子に合わせた教育課程を通常の学級では実施できない状況がある。現状は、教育方法を変える(アコモデーション)場合であれば、通常の教育課程で、通常の学級で問題がない。一方で、通常学級で教育目標・内容を変える(モディフィケーション)場合はどのような対応・体制が必要か。

#### ④特別支援教室構想について

現状は、1～8時間別の場は通級、半分以上別の場は支援学級、となっているが、子ども一人ひとりの実態に応じて時間数をより柔軟に選べるシステムにする必要があるのではないか。

具体的には、特別支援教育に移行する際に検討した特別支援教室構想のように、原則全員が通常学級に在籍し、必要に応じて別の場での支援を検討する体制を整備することが望ましいのではないか。

今後の特別支援教育の在り方に関する有識者会議では、「今後特別支援教室の検討を具体化していく必要がある」とあり、今後の検討スケジュールや進め方について、明確にする必要があるのではないか。

#### ⑤通常の教育そのものへの変更について

インクルーシブ教育を具体化したり、④の特別支援教育構想を検討したりするには、特別支援教育関係者のみでなく、義務教育そのものの在り方を検討する必要がある。例えば通常学級における授業の在り方、教育課程、合理的配慮、教職員配置、教員研修・養成などは、特別支援教育のみにかかわることでなく、義務教育そのものにかかわる。そのため、本会議のみでなく、例えば中教審の義務教育の在り方に関する会議などにおいてもインクルーシブ教育をどう今後進めるかについて検討する必要があるのではないか。その際には、障害のある子どものみでなく、外国にルーツのある子ども、不登校状態にある児童生徒、ヤングケアラー、性的マイノリティなど、様々なマイノリティ性のある子どもがいることを前提とした学校づくりのために何が必要かという観点で様々な当事者を含む関係者が議論して検討すべきではないか。

以上、ご検討のほどお願いいたします。

2022年10月21日

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への  
支援の在り方に関する検討会議

座長 荒瀬 克己 様

副座長 奥住 秀之 様

広島大学大学院人間社会科学研究所  
准教授 氏間 和仁

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する  
検討会議（第4回）を受けての意見

いつも、本会議におきましては大変お世話になっております。第4回の最後に、終了時間  
に至ったため意見についてはメールでお受けいただけるというご発言がありましたので、  
申し述べさせていただきます。ご査収いただきたくお願い申し上げます。

「障害者権利条約対日審査について」につきまして、意見を申し述べます。

大臣会見資料中「現在は多様な学びの場において行われます特別支援教育を中止するこ  
とは考えてはおりません」につきましては、私も前端的に賛同いたします。全ての障害の種  
類、程度の子供が通常の学級で教育を受けることの効果については甚だ疑わしい点がござ  
います。例えばスウェーデンでは一時特別支援学校を廃止し、センターとしましたが、現在  
は、盲学校などが復活しております。これはそれ相応の専門的な機関での専門性を身につけ  
た教員による教育の必要性を裏付ける状況と考えられます。健常の児童生徒と障害のある  
児童生徒が、同じ時間、同じ空間を共有することを目的化することは、権利条約で示してい  
る、「質の高い教育」にはつながらないと考えられます。大臣会見資料にもございます通り  
「通級によります指導の担当教員の・・・基礎定数化の着実な実施」はとても効果的と存じま  
す。そうすることが、本会議のテーマでもあります、「通常の学級に在籍する障害のある児  
童生徒への支援」の質の向上につながると考えております。

このことを実質的に推進するために、さらに以下の点を検討することにより、大臣会見の  
説得力が増そうかと存じます。

#### 1 通級指導教室，特別支援学級，特別支援学校の担当教員の専門性の担保の制度化

現在，特別支援学校は実質，特別支援学校免許を持たなくても勤務できる制度となってお  
ります。さらには，特別支援学級や通級指導教室の担当者も同様です。大臣がご指摘になら  
れている学びの場を分ける最大の理由は，特別な場において障害の状態に応じた最適な指  
導ができることだと考えられます。一方で，現在の制度は，その特別な場を担当する教員の  
専門性を担保する制度はございません。この点で矛盾が生じ，特別な場で専門的教育を実施  
することへの懸念が生じていようかと存じます。医療でいいますと，脳梗塞の疑いがあるか

ら、専門的な治療を期待して、脳神経外科という特別な場に患者を送るわけですが、そこには整形外科医しかいなかったといった事態を、教育では戦後続けている状態です。私はある市で教育支援委員を担当し、就学の助言をしています、「通級指導教室が適当です。」という意見を申し上げつつも、心のどこかで「とはいっても、必ずしもそこに専門家がいるわけではないんだよな・・・」といった罪悪感のような感覚を覚えています。実際に通級や特別支援学級といった教育的措置を受けた保護者の失望や、子供の学ぶ権利の不享受状態となると計り知れない影響が想定できます。従いまして、ぜひとも、「制度として」通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校の担当教員の質の担保（現在であれば、特別支援学校教諭免許の保有）を実質的に制度化していただき、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援」を実質化することをすすめることが重要であると考えられます。特別支援教育の担当教員の専門性の向上については、安倍元首相が座長を務めた障害者制度改革指針会議においても指摘されていたかと記憶しております。

その際、小学校や中学校、高等学校に勤めるのに、特別支援学校の免許がなぜ必要なのかといった意見も出ようかと思いますが、通級指導教室や特別支援学級で実施されている、特別な教育課程は実質的に特別支援学校学習指導要領に準拠しています。例えば自立活動を小学校等で実施していることからこの点は明白です。小学校等であったとしても特別支援学校の教育課程を準用しているのであれば、特別支援学校免許を保有することを制度化することに合理性があると思います。そうでなければ、自立活動の6区分27項目の指導項目を知らないままに、自立活動を指導するといった、あり得ない状況が生まれます。また、その際単に特別支援学校教諭免許状の保有ではなく、領域をマッチさせることが重要だと思います。例えば、私は今年度オンラインである小学校の弱視通級指導教室担当教員に月に数回の研修の機会を持っています。その教員は特別支援学校教諭免許状を有していますが、視覚障害者の教育に関する領域ではありません。したがって、視力0.05が何を意味するか、そういった見え方の児童にどういった配慮が必要で、どんな力を身につけさせなければいけないかといったことは全く知らない状況からのスタートでした。これが許される制度では、就学指導で「弱視通級指導教室で専門的な指導を受けてください。」と教育委員会から提案されたことに対する責任を誰が取るのか、甚だ心配でなりません。よって、障害領域を確実にマッチさせることは重要です。

ただ、障害領域には5障害しかありません。教員養成課程では第三欄で発達障害や重複障害について指導することになりますが、それらを合わせて5単位です。これでは専門的指導が到底保証できないと存じます。従いまして、障害領域に、発達障害や言語障害を追加することは、本会議のテーマを推進する上で欠かせないと考えられます。

## 2 希少障害への対応

第一回の会議において「希少障害は別の機会で扱い、ここでは扱わない方が良い。」といった旨の発言が聞かれましたが、それは日本や本会議が目指している、「誰一人取り残すこ

とのない公正に個別最適化された教育の場」を実現することに反している旨、意見を述べさせていただきますところ。この点について、最近、同様の意見が聞かれないことにほっと胸を撫で下ろしております。しかし、やはりいくつかの自治体の意見をお伺いする中でも明らかのように、希少障害への意識は低く、想定すらされていない状況もありました。また、希少障害の生徒は制度から取り残されている状況もありました。これでは、公平性は担保できないと思います。もちろん、だからといって発達障害と同様のシステムで運用することは経費的にも無理があることは承知しております。従いまして、視覚特別支援学校を兼務発令することや、本学のような視覚障害等の希少障害の特別支援学校教員を養成している大学を基点にして、現在、私の研究室が行っているような遠隔でのハンズオンの研修会を実施するなど、希少障害ならではの運用方法を実現させることが、本会議の目的を実現することの一助になるものと考えております。

### 3 盲ろう二重障害について

対日審査での指摘で、大臣会見で取り上げられなかった点に、「盲ろう教育」があります。盲ろう教育は現在日本において制度上取り上げられていない空白領域となっています。この回答として「特別支援学校教諭免許の視覚障害と聴覚障害の領域があれば良い。」とする意見があろうかと存じます。しかし、この回答には無理があります。つまり、視覚障害教育は耳を使って教える教育、聴覚障害教育は目を使って教える教育、盲ろう教育は、目と耳を使わないで教える教育だからです。米国や英国などの先進国の事例からも分かる通り、盲ろう教育には、盲ろう教育の専門的養成が欠かせません。現在、日本で盲ろう教育を専門的に研究している施設に、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所があります。広島大学は国立特別支援教育総合研究所のブランチオフィスを構えています。よって、東日本と西日本に拠点がございます。これらを効果的に活用することが現実的であると思われれます。

### 4 代替・拡大コミュニケーションの充実

同じく、対日審査で指摘のあった内容で、大臣会見で取り上げられなかった点として、「代替・拡大コミュニケーションの通常の教育環境での利用を保障があげられます。私の研究室の専門分野でもありますが、代替・拡大コミュニケーションを含むアシスティブテクノロジーの効果的な導入は、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された教育を実質的に行う上で欠かせません。また、このことは、本会議の目的を達成する上でも重要な要素でもあります。米国の IDEA では、クリントン大統領時代に、「IEP を持つ子供のすべてにおいて、アシスティブテクノロジーの導入の検討を行うこと。」が制度化されました。日本においても、就学支援や個別の教育支援計画策定の過程において、アシスティブテクノロジーの検討を制度化することは、本会議の目的を達成する上で必要であると考えます。このアシスティブテクノロジーの重要性に鑑み、本学では、「特別支援教育支援技術総論」という科目を独自に設定し、特別支援学校教員を目指す学生には、支援技術の理論的、実際の指導をお

こなっております。おそらくこのような科目を開設している教員養成大学、さらには5障害の全ての領域の免許を出している教員養成大学は他にはないのではないかと思います。この点においても、本学の治験がお役に立ちそうであれば、ご指示いただければ幸いです。

以上、4点について勝手気ままに申し上げてしまいました。しかし、本会議の目的達成において具体的なご提案を含んでいるものと考えており、この点で、座長・副座長の先生方のお役に立てているものと勝手に考えております。何か、お役に立てる部分がありましたら、幸いです。乱筆・乱文の点がございましたら、大変申し訳ありません。お時間のない中ご一読いただきありがとうございます。